

大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則

(平成三年二月二十八日)

(科学技術庁告示第二号)

改正	平成	四年	五月二七日	科学技術庁告示第	四号
同	同	五年	六月二八日同	第	六号
同	同	六年	三月二九日同	第	六号
同	同	六年	八月二三日同	第	一三号
同	同	七年	八月一七日同	第	三号
同	同	八年	七月一日同	第	五号
同	同	九年	一月二四日同	第	二号
同	同	九年	五月三〇日同	第	六号
同	同	九年	七月三〇日同	第	八号
同	同	一〇年	八月六日同	第	七号
同	同	一一年	七月五日同	第	三号
同	同	一二年	一月一日同	第	七号
同	同	一二年	二月二七日同	第	二〇号
同	同	一三年	九月二〇日	文部科学省告示第	一五〇号
同	同	一四年	八月八日同	第	一六〇号
同	同	一五年	八月七日同	第	一三四号
同	同	一六年	五月六日同	第	九二号
同	同	一七年	四月一日同	第	六〇号
同	同	一八年	三月三一日同	第	四二号

同	一九年	三月三一日同	第	六〇号
同	二〇年	三月三一日同	第	五二号
同	二一年	三月三一日同	第	七〇号
同	二二年	三月三一日同	第	六九号
同	二三年	四月一日同	第	六七号
同	二四年	四月六日同	第	七四号
同	二四年	九月二四日同	第	一四四号
同	二五年	三月二九日同	第	五八号
同	二五年	五月一六日同	第	七六号
同	二六年	三月三一日同	第	六〇号
同	二七年	四月一〇日同	第	九三号
同	二八年	三月三一日同	第	七〇号
同	二九年	三月三一日同	第	五八号
同	三〇年	三月三〇日同	第	五八号
同	三一年	三月二九日同	第	六七号
令和	元年	七月一日同	第	一八号
令和	二年	三月三一日同	第	四四号
令和	三年	一月二一日同	第	三号
令和	三年	三月三一日同	第	六三号
令和	四年	三月三一日同	第	五九号
令和	五年	三月三一日同	第	四三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する

法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則を次のように定めたので告示する。

大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則

（通則）

第一条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号。以下「令」という。）第五十一条第一項第二号ロに規定する大型再処理施設から排出される放射性物質による当該大型再処理施設の周辺の地域における影響の調査に要する費用に充てるための交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令によるほか、この規則の定めるところによる。

（平九科技庁告二・平一九文科告六〇・平二四文科告一四

四・平二五文科告五八・一部改正）

（定義）

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「大型再処理施設」とは、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第二条に規定する発電用施設のうち原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設であつて令第

五十一条第一項第二号の規定に基づき文部科学大臣が定める規模以上のものをいう。

二 「排放射能影響調査設備等整備等事業」とは、次号に規定する事業を行うために必要な施設、設備及び備品の整備及び運営並びに当該事業を行うために必要な基金の造成並びにこれらの整備、運営及び造成を行う者への補助を行う事業をいう。

三 「排放射能影響調査事業」とは、大型再処理施設から排出される放射性物質による当該大型再処理施設の周辺の地域における影響を調査する事業であつて、当該大型再処理施設の使用の開始以後に行うものをいう。

四 「使用開始時期」とは、第七条第一項の規定に基づき提出された同条同項第二号の大型再処理施設概要説明書に記載された当該大型再処理施設の使用開始時期をいう。

（平七科技庁告三・平一二科技庁告七・平一二科技庁告二〇・平一九文科告六〇・一部改正）

（交付の対象）

第三条 文部科学大臣は、大型再処理施設が設置されている都道府県に対し、排放射能影響調査設備等整備等事業及び排放射能影響調査事業（以下「交付金事業」と総称する。）に要する経費の全部又は一部に充てるため、予算の範囲内において交付金を交付するものとする。

（平七科技庁告三・平一二科技庁告七・平一二科技庁告二〇・一部改正）

(交付の期間)

第四条 一の都道府県に係る交付金は、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に限り交付するものとする。

一 排放射放射性物質影響調査設備等整備等事業に係る交付金 当該事業の開始の日から当該一の都道府県において使用を開始した大型再処理施設の使用開始時期の属する会計年度の二十四年後の会計年度の末日までの期間

二 排放射放射性物質影響調査に係る交付金 当該大型再処理施設の使用開始日から当該大型再処理施設の使用を終了した日の属する会計年度の末日までの期間

(平四科技庁告四・平六科技庁告一三・平七科技庁告三・平八科技庁告五・平九科技庁告八・平一〇科技庁告七・平一一科技庁告三・平一二科技庁告七・平一三文科告一五〇・平一四文科告一六〇・平一五文科告一三四・平一六文科告九二・平一七文科告六〇・平一八文科告四二・平一九文科告六〇・平二〇文科告五二・平二一文科告七〇・平二二文科告六九・平二三文科告六七・平二四文科告七四・平二五文科告七六・平二六文科告六〇・平二七文科告九三・平二八文科告七〇・平二九文科告五八・平三〇文科告五八・平三一文科告六七・令二文科告四四・一部改正・令三文科告四四・一部改正・令三文科告六三・一部改正)

(交付金と交付限度額)

第五条 一の都道府県に対して交付することのできる交付金の交付

限度額は、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額とする。

一 前条第一号に掲げる交付金 前条第一号に定める期間内に六百二十億九千六百五十五万八千円

二 前条第二号に掲げる交付金 毎会計年度 十五億五千六百六十五万円

(平四科技庁告四・平五科技庁告六・平六科技庁告一三・平七科技庁告三・平八科技庁告五・平九科技庁告八・平一〇科技庁告七・平一一科技庁告三・平一二科技庁告七・平一三文科告一五〇・平一四文科告一六〇・平一五文科告一三四・平一六文科告九二・平一七文科告六〇・平一八文科告四二・平一九文科告六〇・平二〇文科告五二・平二一文科告七〇・平二二文科告六九・平二三文科告六七・平二四文科告七四・平二五文科告七六・平二六文科告六〇・平二七文科告九三・平二八文科告七〇・平二九文科告五八・平三〇文科告五八・平三一文科告六七・令二文科告四四・一部改正・令三文科告六三・一部改正)

(交付期間及び交付限度額の特例)

第六条 文部科学大臣は、特に必要があると認めるときは、前二条の規定にかかわらず、別に文部科学大臣が定める期間及び金額を交付金の交付期間及び交付限度額とすることができる。

(平一二科技庁告二〇・一部改正)

(交付金の交付申請)

第七条 交付金の交付申請をしようとする都道府県（以下「申請者」という。）は、毎年四月一日から五月三十一日まで又は十月十六

日から十月三十一日までの間に、様式第一による申請書に次の各号に掲げる書類を添え、文部科学大臣に提出しなければならない。

一 様式第二による交付金事業実施計画書

二 様式第三による大型再処理施設概要説明書

2 申請者は、前項の交付金の交付申請をするに当たつて、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付金の対象とされた経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和六十三年法律第八号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（平六科技庁告六・平九科技庁告六・平一一科技庁告三・

平一二科技庁告二〇・平一九文科告六〇・平二六文科告六

〇・令二文科告三・一部改正）

（交付の決定）

第八条 文部科学大臣は、前条第一項の申請書の提出があつたとき

は、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交

付決定通知書により申請者に通知する。

2 前条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、九十日とする。

3 第一項の交付金の交付決定の内容には、次に掲げる費目ごとの経費の配分を含むものとする。

一 施設設備費（機械器具費を含む。）

二 調査費

三 補助金

四 基金造成費

五 運営費

六 一般事務費

4 文部科学大臣は、第一項による交付の決定を行うに当たつては、前条第二項により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

5 文部科学大臣は、前条第二項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、交付金の額の確定において必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（平六科技庁告六・平七科技庁告三・平九科技庁告六・平

一二科技庁告七・平一二科技庁告二〇・一部改正）

(申請の取下げ)

第九条 前条の通知を受けた者であつて、当該通知書に係る交付金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服のあるものは、交付金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、前条の規定による通知のあつた日から十五日以内に、様式第四による届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(平一二科技庁告二〇・平一九文科告六〇・令二文科告三・一部改正)

(交付の条件)

第十条 文部科学大臣は、交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一 第八条第三項の経費の配分の変更(二以上の費目に係る配分のいずれか低い額の十五パーセント以内の範囲内で当該配分の流用を行おうとする場合を除く。)をしようとするときは、

文部科学大臣の承認を受けるべきこと。

二 交付金事業の実施に関し契約をする場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条によるべきこと。

三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、文部科学大臣の承認を受けるべきこと。

四 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、文部科学大臣の承認を受けるべきこと。

五 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに文部科学大臣に報告してその指示を受けるべきこと。

(平一二科技庁告二〇・平一九文科告六〇・一部改正)

(状況報告)

第十一条 第八条第一項の決定を受けた者(以下「交付金事業者」という。)は、文部科学大臣が特に必要と認めて要求したときは、

様式第五による交付金事業進行状況報告書を文部科学大臣が要求する期日までに提出しなければならない。

(平一二科技庁告二〇・平一九文科告六〇・一部改正)

(実績報告書等)

第十二条 交付金事業者は、交付金事業が完了した日若しくは第十条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があつた日から一月を経過した日又は当該交付金事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の四月十日のいずれか早い日(交付金事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合にあつては、翌会計年度の四月二十日)までに、様式第六による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、概算払により、交付決定の通知をした交付金の額の全額を支出した場合にあつては、実績報告書の提出期限は、当該交付金事業の完了又は廃止の承認の日から六十日を経過する日までとする。

2 交付金事業者は、前項の実績報告を行うに当たつて、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合

は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 交付金事業者は、第一項の実績報告書のほかに、交付金事業が完了した日又は第十条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があつた日から三月を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第七による評価報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、文部科学大臣が特に必要と認め、その期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4 交付金事業者は、前項の規定により文部科学大臣に評価報告書を提出したときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

5 文部科学大臣は、第三項の規定により評価報告書の提出があつたときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(平六科技庁告六・平九科技庁告六・平一二科技庁告二〇・

平一九文科告六〇・平二八文科告七〇・平三一文科告六

七・令二文科告三・一部改正)

(交付金の額の確定)

第十三条 文部科学大臣は、交付金事業の完了又は廃止に係る前条第一項の実績報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき交付金の額を確定して、交付金事業者に通知するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定により交付金事業者に交付すべき

交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の期限は、同項の規定による命令の日から二十日以内とする。ただし、交付金事業者が地方公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

4 交付金事業者は、第二項の返還を命ぜられ、これを同項の期限までに納付しなかつたときは、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

(平六科技庁告六・平一二科技庁告二〇・平二四文科告一

四四・一部改正)

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第十四条 交付金事業者は、交付金事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第八により速やかに文部科学大臣に報告しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の報告があつた場合には、期限を定めて、

当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前条第四項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(平六科技庁告六・追加、平九科技庁告六・平一二科技庁

告二〇・平二四文科告一四四・平二八文科告七〇・一部改

正)

(交付決定の取消)

第十五条 文部科学大臣は、第十条第一項第四号の規定による申請

があつた場合又は次の各号のいずれかに該当するときは、第八条

第一項の決定の全部又は一部を取り消し、又は交付の決定の内容

若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一 交付金事業者が第十条の規定により付された条件に違反した

場合

二 交付金事業者が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場

合

三 交付金事業者が第十一条、第十二条及び次条の規定に違反し

た場合

四 前各号に掲げる場合のほか、交付金事業者が交付金の交付の

決定の内容その他法令又はこれに基づく文部科学大臣の処分

違反した場合

五 当該大型再処理施設の設置の工事又は使用が中止又は廃止さ

れた場合

(平六科技庁告六・旧第十四条繰下、平一二科技庁告二〇・

平一九文科告六〇・一部改正)

(財産処分の制限)

第十六条 交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の

増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良

な管理者の注意をもつて管理し、交付金の交付の目的に従つて、

その効率的運用を図らなければならない。

2 交付金事業者は、交付金事業により取得した不動産、設備その

他の財産(取得価格及び効用の増加価格が単価五十万円未満のも

のを除く。)を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、

交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、様式第九に

よる申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければな

らない。ただし、文部科学大臣が別に定める財産の処分制限期間

を経過した場合は、この限りでない。

(平六科技庁告六・旧第十五条繰下・一部改正、平一二科

技庁告二〇・平一九文科告六〇・平二八文科告七〇・令二

文科告三・一部改正)

(交付金の支払)

第十七条 交付金は、第十三条の規定により交付すべき交付金の額

を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認めら

れる場合には、交付金の全部又は一部について概算払をすること

ができる。

2 交付金事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようと

するときは、様式第十による交付金支払請求書を文部科学大臣に

提出しなければならない。

(平六科技庁告六・旧第十六条繰下・一部改正、平一二科技庁告二〇・平一九文科告六〇・平二八文科告七〇・令二文科告三・一部改正)

(交付金事業の経理)

第十八条 交付金事業者は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によつて明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業が完了した日の属する会計年度の終了後五年間保存しておかなければならない。

(平六科技庁告六・旧第十七条繰下)

(交付金調書)

第十九条 交付金事業者は、当該交付金事業に係る歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため様式第十一による交付金調書を作成しておかなければならない。

(平六科技庁告六・旧第十八条繰下・一部改正、平二八文科告七〇・一部改正)

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成二年度予算に係る交付金の交付の申請については、第七条中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは「平成三年三月二日から平成三年三月八日まで」とする。

附則 (平成四年五月二七日科学技術庁告示第四号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の規定は、平成四年四月一日から適用する。

附則 (平成五年六月二八日科学技術庁告示第六号)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の規定は、平成五年四月一日から適用する。

2 平成五年度予算に係る大型再処理施設放射能影響調査交付金の交付の申請については、第七条中「毎年五月十六日から五月三十一日まで」とあるのは「平成五年六月二十八日から平成五年七月九日まで」とする。

附則 (平成六年三月二九日科学技術庁告示第六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成六年八月二三日科学技術庁告示第一三号)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の規定は、平成六年四月一日から適用する。

2 平成六年度予算に係る大型再処理施設放射能影響調査交付金の交付の申請については、第七条中「毎年五月十六日から五月三十一日まで」とあるのは「平成六年八月二十三日から平成六年八月二十九日まで」とする。

附則 (平成七年八月一七日科学技術庁告示第三号)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の規定は、平成七年四月一日から適用する。

2 平成七年度予算に係る大型再処理施設放射能影響調査交付金の交付の申請については、第七条中「毎年五月十六日から五月三十一日まで」とあるのは「平成七年八月十七日から平成七年八月二十三日まで」とする。

附 則 （平成八年七月一日科学技術庁告示第五号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の規定は、平成八年四月一日から適用する。

2 平成八年度予算に係る大型再処理施設放射能影響調査交付金の交付の申請については、第七条中「毎年五月十六日から五月三十一日まで」とあるのは「平成八年五月十六日から平成八年七月二十四日まで」とする。

附 則 （平成九年一月一日科学技術庁告示第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成九年五月三〇日科学技術庁告示第六号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の放射線監視等交付金交付規則、放射性廃棄物処理処分技術開発促進費補助金交付規則、原子力発電支援装置開発費等補助金交付規則、大型再処理施設等放射能影響調査交付金交付規則及び放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則の規定は、平成九年四月一

日から適用する。

附 則 （平成九年七月三〇日科学技術庁告示第八号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 平成九年度予算に係る大型再処理施設等放射能影響調査交付金の交付の申請については、第七条中「毎年五月十六日から五月三十一日まで」とあるのは「平成九年七月三十日から平成九年八月十三日まで」とする。

附 則 （平成一〇年八月六日科学技術庁告示第七号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の規定は、平成十年四月一日から適用する。

2 平成十年度予算に係る大型再処理施設放射能影響調査交付金の交付の申請については、第七条第一項中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは「平成十年五月十六日から平成十年八月二十日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とする。

附 則 （平成一一年七月五日科学技術庁告示第三号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

2 平成十一年度予算に係る大型再処理施設放射能影響調査交付金の交付の申請については、第七条第一項中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とある

のは「平成十一年五月十六日から平成十一年七月十二日まで又は平成十一年十月十六日から平成十一年十月三十一日まで」とする。

附 則（平成一二年一月一日科学技術庁告示第七号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

2 平成十二年度予算に係る大型再処理施設放射能影響調査交付金の交付の申請については、第七条第一項中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは「平成十二年五月十六日から平成十二年十一月十日日まで」とする。

附 則（平成一二年二月二七日科学技術庁告示第二〇号）

この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一三年九月二〇日文科科学省告示第一五〇号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

2 平成十三年度予算に係る交付金の交付の申請については、第七条第一項中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは「平成十三年九月二十六日から平成十三年十月九日まで」とする。

附 則（平成一四年八月八日文科科学省告示第一六〇号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

2 平成十四年度予算に係る交付金の交付の申請については、第七条第一項中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは「平成十四年八月十五日から平成十四年八月三十日まで又は平成十四年十月十六日から平成十四年十月三十一日まで」とする。

附 則（平成一五年八月七日文科科学省告示第一三四号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の規定は、平成十五年四月一日から適用する。

2 平成十五年度予算に係る交付金の交付の申請については、第七条第一項中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは「平成十五年八月十五日から平成十五年八月二十九日まで又は平成十五年十月十六日から平成十五年十月三十一日まで」とする。

附 則（平成一六年五月六日文科科学省告示第九二号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附 則（平成一七年四月一日文科科学省告示第六〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日文部科学省告示第四二号)
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三一日文部科学省告示第六〇号)
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一日文部科学省告示第五二号)
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日文部科学省告示第七〇号)
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日文部科学省告示第六九号)
この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年四月一日文部科学省告示第六七号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年四月六日文部科学省告示第七四号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年九月一四日文部科学省告示第一四四号)
抄

(施行期日)

第一条 この告示は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)の施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行する。

附 則 (平成二五年三月二九日文部科学省告示第五八号)
この告示は、平成二五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年五月一六日文部科学省告示第七六号)

この告示は、平成二五年五月十六日から施行し、平成二五年
度予算から適用する。

附 則 (平成二六年三月三一日文部科学省告示第六〇号)
この規則は、平成二六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年四月一〇日文部科学省告示第九三号)
この告示は、平成二七年四月十日から施行し、平成二十七年度
予算から適用する。

附 則 (平成二八年三月三一日文部科学省告示第七〇号)
この告示は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日文部科学省告示第五八号)
この告示は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三〇日文部科学省告示第五八号)
この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日文部科学省告示第六七号)
この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日文部科学省告示第一八号)
この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日文部科学省告示第四四号)
この告示は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年一月二日文部科学省告示第三号)
(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年三月三十一日文科科学省告示第六三号）

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三十一日文科科学省告示第五九号）

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三十一日文科科学省告示第四三号）

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

様式第一（第7条関係）（平6科技庁告6・平7科技庁告3・平9科技庁告6・平12科技庁告20・平26文科告60・令元文科告18・令2文科告3・一部改正）

大型再処理施設放射能影響調査交付金交付申請書

令和 年 月 日

文部科学大臣

殿

住 所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年度における標記の交付金について、大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則第7条の規定により、下記のとおり交付を申請します。

記

- 1 交付金事業の内容
 - 2 交付金事業に要する経費（明細は別紙のとおり）
 - 3 交付を受けようとする額
 - 4 交付金事業実施予定期間
 - 5 添付資料
 - (1) 交付金事業実施計画書
 - (2) 大型再処理施設概要説明書
- (備考)
- 1 仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
「交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額」
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

(2) 調査費

種 別	金 額	積 算	内 訳	備 考
合 計				

(注) 原材料費、消耗品費、光熱水費、維持管理費、賃金等に要する経費を記載すること。

(3) 補助金

① 補助対象先名

② 補助対象事業費の内訳

(1)、(4)及び(5)の様式に準じて記入のこと。

(注) 補助金交付規則等を定めた場合にあつては、添付すること。

(4) 基金造成費

基金名

種 別	金 額	備 考
当 年 度 基 金 造 成 額		
交 付 対 象 経 費		
そ の 他		
前 年 度 末 基 金 造 成 残 高		
当 年 度 基 金 処 分 額		
当 年 度 末 基 金 造 成 残 高		

(注) 1. 基金ごとに記入すること。

2. 基金条例を定めた場合にあつては、添付すること。

(5) 運 営 費

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
合 計					

(6) 一般事務費

種 別	金 額	積 算 内 訳	備 考
合 計			

(注) 旅費、謝金、通信運搬費、地代、家賃、印刷製本費等に要する経費を記載すること。

様式第二（第7条関係）（平6科技庁告6・平7科技庁告3・平12科技庁告20・令元文科告18・一部改正）

交付金事業実施計画書

1 交付金事業の実施計画

事業の内容	実施計画日程及び実施方法	備考
排出放射性物質影響調査設備等整備等事業		
排出放射性物質影響事前調査事業		
排出放射性物質影響調査事業		

2 交付金事業を実施するために必要な施設、設備の規模

(1) 既有施設設備

（交付金によって取得したものについては、取得年度を明示すること。）

(2) 新規施設設備

（交付金によって取得予定のものについては、その旨明示すること。）

3 交付金事業と関連する事業の実績説明

4 交付金事業の全体計画説明

年度計画

交付金事業の内容	年度	年度	年度		年度	備考
排出放射性物質影響調査設備等整備等事業						
計						
排出放射性物質影響事前調査事業						
計						
排出放射性物質影響調査事業						
計						

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

様式第三（第7条関係）（平6科技庁告6・平12科技庁告20・令元文科告18・一部改正）

大型再処理施設概要説明書

施設名	設置者名	施設の所在地	年間再処理能力 (トン)	着工時期 (年月)	使用開始予定時期又は使 用開始時期(年月)	備考

(注) 設置者の作成した施設の設置計画書を添付する。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

様式第四（第9条関係）（平6科技庁告6・平12科技庁告20・令元文科告18・令2文科告3・一部改正）

大型再処理施設放射能影響調査交付金交付申請取下届出書

令和 年 月 日

文部科学大臣

殿

住 所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号による大型再処理施設放射能影響調査交付金交付申請を下記の理由により取り下げたいので、大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則第9条第2項の規定により届け出いたします。

記

1 申請を取り下げる理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

様式第五（第11条関係）（平6科技庁告6・平12科技庁告20・令元文科告18・令2文科告3・一部改正）

大型再処理施設放射能影響調査交付金事業進行状況報告書

（第 四半期）

令和 年 月 日

文部科学大臣

殿

住 所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号によつて交付決定のあつた大型再処理施設放射能影響調査交付金に係る第 四半期の実施状況に関し、大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付金事業の実施状況

2 交付金の実施状況

費 目	予 算 額	実 績	決 算 見 込 額	備 考
合 計				

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

様式第六（第12条関係）（平6科技庁告6・平7科技庁告3・平9科技庁告6・平12科技庁告20・令元文科告18・令2文科告3・一部改正）

大型再処理施設放射能影響調査交付金事業実績報告書

令和 年 月 日

文部科学大臣

殿

住 所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号によつて交付決定のあつた大型再処理施設放射能影響調査交付金に係る事業
日 完了 } は、令和 年 月
廃止 } について

したので、大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付金事業実績説明
 - 2 交付金事業収支決算（別紙1）
- （備考）

- 1 仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。
「交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額」
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

別紙 1

1 交付金事業収支総括表

項 目		予 算 額	本 年 度 実 績	差 額	交 付 金		
					交 付 決定額	支 出 額	
						実 績	差 額
支 出	施 設 設 備 費 調 査 費 補 助 金 基 金 造 成 費 運 営 費 一 般 事 務 費						
	合 計						
収 入	自 己 の 資 金						
	そ の 他						
	小 計						
	交 付 金						
	合 計						

(2) 調査費

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金額				引取 年月日	支払 年月日	交付金 充当額	備考
						予算額	決算額		計				
							支払 済額	支払 義務額					
計													

(3) 補助金

補助事業について(1)、(4)及び(5)の様式に準じて記入すること。

様式第七（第12条関係）（平28文科告70・追加、令元文科告18・令2文科告3・一部改正）

大型再処理施設放射能影響調査交付金事業評価報告書

令和 年 月 日

文部科学大臣

殿

住 所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた大型再処理施設放射能影響調査交付金に係る交付金事業の成果の評価について大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則第12条第3項の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

- 1 交付金事業の名称
- 2 交付金事業の事業主体
- 3 交付金事業の実施場所
- 4 交付金事業の概要
- 5 交付金事業に要した経費及び交付金充当額
- 6 交付金事業の成果及び評価

(注) 交付金事業の成果及び評価には、効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

様式第八（第14条関係）（平6科技庁告6・追加、平9科技庁告6・平12科技庁告20・令元文科告18・令2文科告3・一部改正、平28文科告70・旧様式第七繰下）

令和 年度消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日

文部科学大臣

殿

住 所

都道府県の名称及びその長の氏名

大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 交付金額（交付規則第14条による額の確定額）	円
2 交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
4 交付金返還相当額（3－2）	円

（備考）

- 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、縦位置とすること。

様式第九（第16条関係）（平6科技庁告6・旧様式第七繰下・平12科技庁告20・令元文科告18・令2文科告3・一部改正、平28文科告70・旧様式第八繰下）

大型再処理施設放射能影響調査交付金により取得した財産処分承認申請書

令和 年 月 日

文部科学大臣

殿

住 所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号によつて交付決定のあつた大型再処理施設放射能影響調査交付金により取得した財産の処分を下記により行いた
いので、大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則第16条の及定により、承認申請いたします。

記

- 1 処分しようとする財産、処分の内容及び処分する理由
- 2 処分の相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

様式第十（第17条関係）（平6科技庁告6・旧様式第八繰下・一部改正、平12科技庁告20・令元文科告18・令2文科告3・一部改正、平28文科告70・旧様式第九繰下）

大型再処理施設放射能影響調査交付金支払請求書

令和 年 月 日

文部科学大臣

殿

住 所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号によつて交付決定のあつた大型再処理施設放射能影響調査交付金の精算（第 回概算払）を受けたいので、大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則第17条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 金 円也

2 その請求額の内訳

(精算払の場合)

費 目	交付決定した 交付金の額	確 定 額 ①	概算金受領額②	差 引 請 求 額 ①－②
合 計				

